

上山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

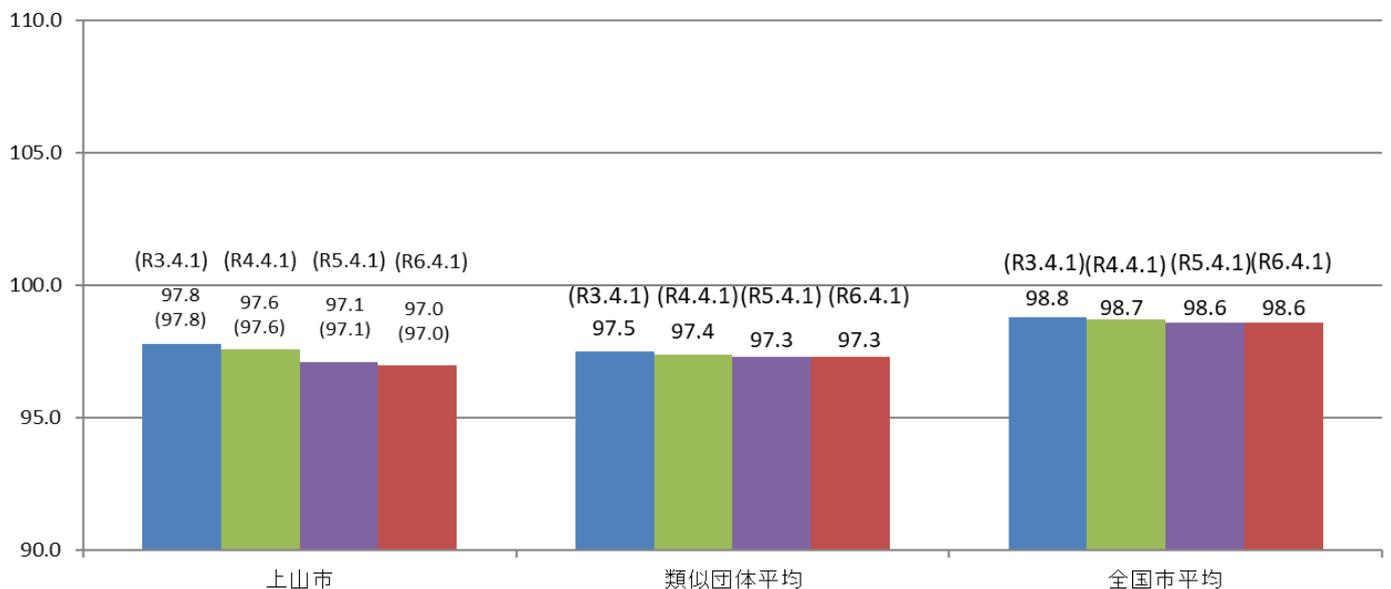
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	令和4年度の 人件費率
令和 5年度	人 28,084	千円 19,979,907	千円 1,025,161	千円 2,774,678	% 13.9	% 15.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 289	千円 1,075,385	千円 145,518	千円 417,812	千円 1,638,715	千円 5,730	千円 5,916

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含まれていません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与改定の状況について(上山市は人事委員会を設置していないため未記載。)

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

実施時期 平成27年4月1日

① 給料表の見直し

行政職給料表について、山形県人事委員会勧告の内容を踏まえ、全体で平均0.42%上げました。ただし、中高年齢層職員の属する上位の号給については上げを行わず、最大2.1%引下げることにより、給与カーブのフラット化をしました。あわせて、昇格時対応号給表を見直しました。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

② その他の見直し内容

平成18年給与構造改革における経過措置額を引下げました。(平成18年3月給料月額99.69%を保障→98.59%を保障)また、管理職員特別勤務手当について、平日深夜に勤務した場合の支給について見直しを実施しました。なお、平成30年3月議会において、上記の経過措置額を平成31年3月31日付で廃止する条例が可決されました。(平成30年度中の激変緩和措置あり)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上山市	40.8歳	312,500円	363,300円	326,218円
山形県	43.7歳	331,100円	404,400円	357,100円
国	42.1歳	323,823円	—円	405,378円
類似団体	42.6歳	318,300円	374,345円	343,522円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
上山市	54.1歳	17人	349,200円	372,200円	365,276円
うち 用務員	56.3歳	7人	334,000円	353,475円	345,314円
山形県	53.8歳	422人	332,100円	369,700円	348,400円
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円
類似団体	52.3歳	11人	307,888円	334,311円	319,875円

区 分	民 間			参 考			
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース（試算値）の比較		
					公務員 (C)	民間 (D)	C/D
上山市	用務員	49.1歳	244,800円	1.44	6,202.8千円	3,297.3千円	1.88

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている全国平均データを使用しています。
(令和3～令和5年度の3ヵ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

	上山市	民 間
用務員	学校等の施設において、施設の環境の整備その他の用務に従事する者	事業所内外の清掃、後片付、従業員の用足し、使い走りを行うほか、手不足の際、荷物の梱包、発送を手伝う等、事業所の系統的な本来の仕事とは直接関係のない種々の雑務、雑役的な仕事に従事する者

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当（選挙事務や災害対応分を含む。）などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		上山市	山形県	国
一般行政職	大学卒	199,100 円	199,100 円	196,200 円
	高校卒	168,300 円	168,300 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	163,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和6年4月1日現在)

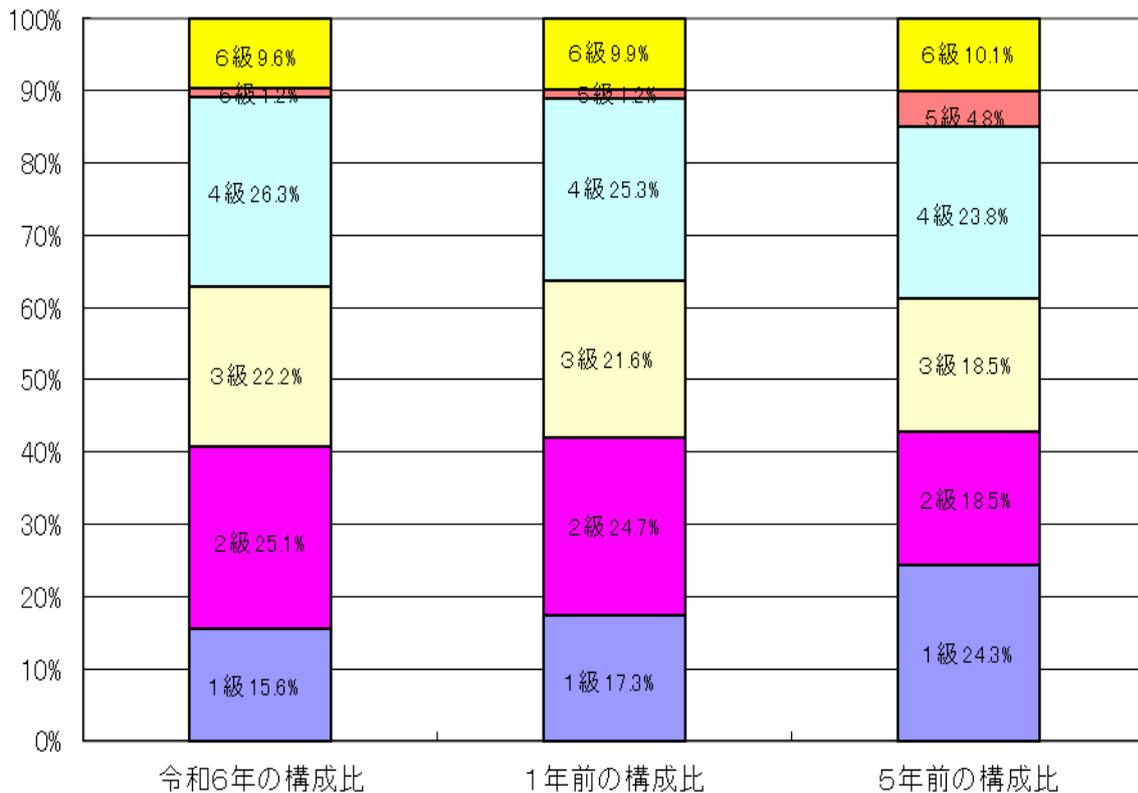
区 分		経験年数				
		10年以上～ 15年未満	15年以上～ 20年未満	20年以上～ 25年未満	25年以上～ 30年未満	30年以上～ 35年未満
一般行政職	大学卒	282,300 円	319,100 円	367,700 円	377,600 円	391,300 円
	高校卒	—	—	— 円	376,100 円	369,900 円
技能労務職	高校卒	—	—	— 円	350,800 円	362,400 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

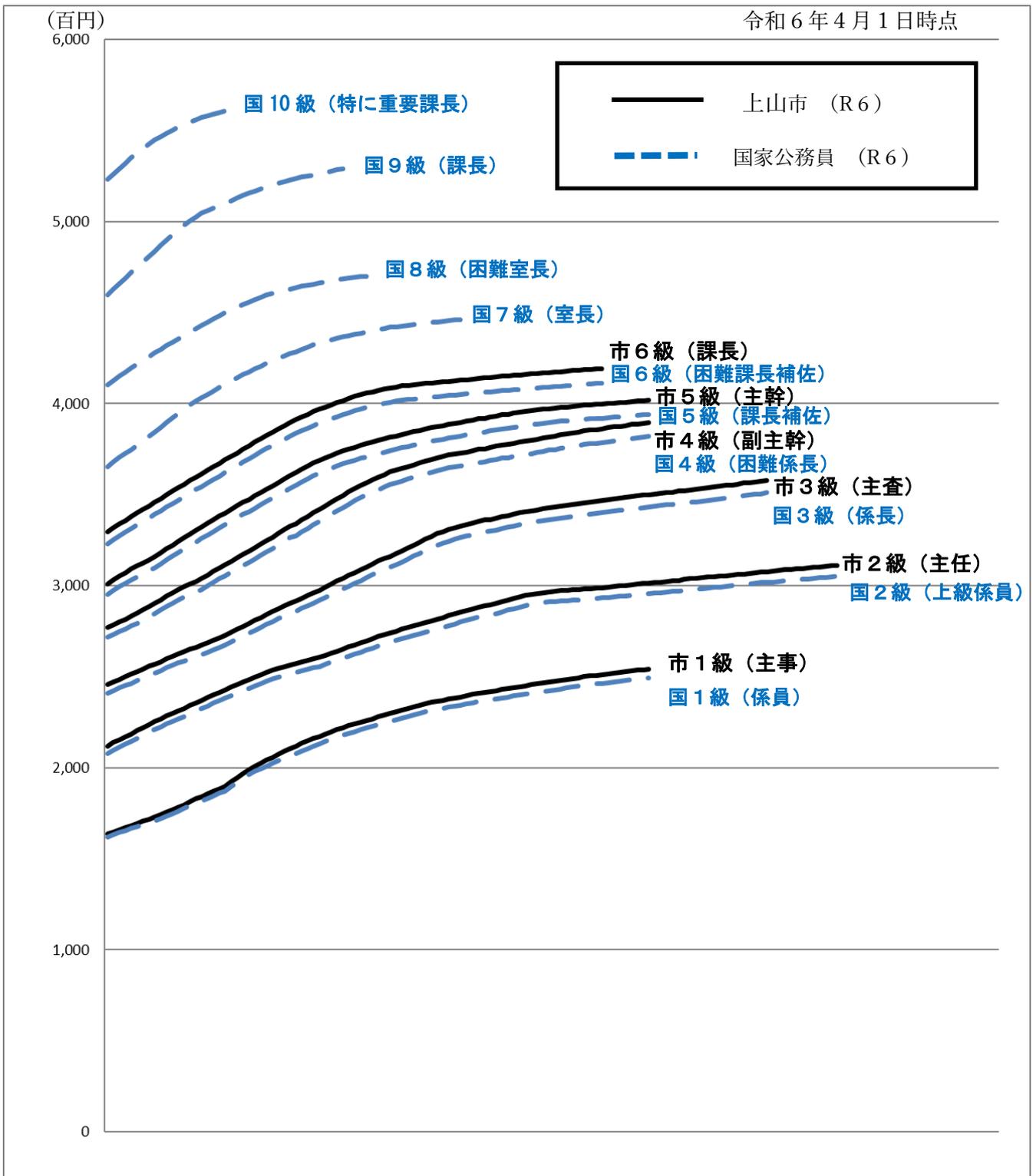
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	26人	15.6%	185,100円	262,100円
2級	主任の職務	42人	25.1%	233,600円	313,300円
3級	主査の職務	37人	22.2%	265,300円	360,100円
4級	副主幹の職務	44人	26.3%	291,700円	392,000円
5級	主幹の職務	2人	1.2%	314,500円	404,300円
6級	課長の職務	16人	9.6%	340,100円	422,000円
合計	—	167人	100%	—	—

- (注) 1 上山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（上山市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上山市	山形県	国
1人あたり平均支給額（令和5年度） 1,492千円	1人あたり平均支給額（令和5年度） 1,667千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 1.95月分 （1.425）月分 （0.925）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.00月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

上山市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
1人当たり平均支給額 17,377 千円			—		

- (注) 1 退職手当1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

地域手当の制度はありません。

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)				—円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)				—円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)				—%
手当の種類 (手当数)				2種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	
防疫等作業手当	健康推進課保健師等	感染症患者を救護・搬送した場合など	日額 300円	
行旅死亡人取扱手当	福祉課職員等	行旅死亡人の取扱作業に従事した場合	1件 3,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	86,624 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	303 千円
支給実績 (令和4年度決算)	81,176 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	292 千円

(注) 支給総額には、選挙事務を含みます。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員 ・配偶者、父母等 月額6,500円 ・子 月額10,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算	同じ	—	29,444千円	241,344円
住居手当	住宅を借り受け又は所有する住宅に居住し世帯主である職員 ・借家 限度額 月額28,000円	異なる	下限 14,000円	24,409千円	301,346円
通勤手当	通勤のため交通機関を利用又は交通用具を使用する職員 ・交通機関利用 限度額 月額55,000円 ・交通用具使用 限度額 月額24,500円	異なる	交通用具使用の20km未満の距離区分が1km刻み	10,427千円	56,362円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・月額41,600円	同じ	—	9,983千円	499,150円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間中に勤務を命じられた場合 ・勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同じ	—	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合 ・勤務1時間につき1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同じ	—	2,581千円	58,659円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた場合 ・1回 4,200円(ただし5時間未満の場合は2,100円)	同じ	—	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の理由により週休日又は休日等に勤務した場合 ・1回 6,000円(平日深夜 3,000円)	同じ	—	0千円	0円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在職する職員 ・世帯主で扶養親族のある職員 年額89,000円 ・その他世帯主である職員 年額51,000円 ・その他の職員 年額36,800円	同じ	—	18,160千円	63,944円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、災害対策基本法等により国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員 ・滞在日数に応じた定額 限度額 日額6,620円			0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市 長 副市長	920,000 円 695,000 円	(参考) 類似団体における最高額／最低額
			985,000 円 / 391,500 円 790,000 円 / 420,000 円
議員報酬	議 長	435,000 円	545,000 円 / 230,000 円
	副議長	385,000 円	475,000 円 / 200,000 円
	議 員	360,000 円	442,000 円 / 180,000 円
期末手当	市 長 副市長	(令和5年度支給割合) 3.30 月分 (加算措置の状況) 給料月額に40%を加算する	
	議 長 副議長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.30 月分 (加算措置の状況) 給料月額に40%を加算する	
退職手当	市 長	(算定方式) 920,000 円×在職月数×0.567	(1期の手当額) 25,038,720 円 (支給時期) 在職中通算と任期毎からの選択制
	副市長	695,000 円×在職月数×0.331	11,042,160 円 在職中通算と任期毎からの選択制

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

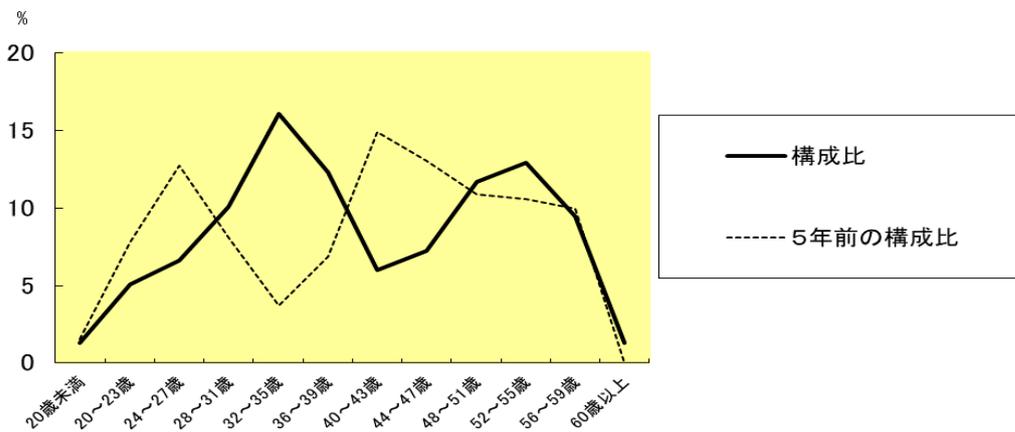
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和5年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	4	4		
		総務	53	53		
		税務	19	19		
		民生	59	59		
		衛生	18	17	1	健康増進業務の体制強化に伴う増員
		労働	1	1		
		農林水産	14	14		
		商工	13	13		
		土木	24	24		
		計	205	204	1	<参考>人口1万人当たり職員数 73.00人 (類似団体の人口1万人当たり職員数85.28人)
	教育	33	30	3	教育政策の充実等に伴う増員	
	消防	55	55			
	小計	293	289	4	<参考>人口1万人当たり職員数104.33人 (類似団体の人口1万人当たり職員数109.56人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水道	9	9			
	下水道	5	4	1	土木職員の追加配置に伴う増員	
	その他	10	9	1	国民健康保険業務の体制強化に伴う増員	
	小計	24	22	2		
合 計	317 [370]	311 [370]	6	<参考>人口1万人当たり職員数 112.88人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、山形広域環境事務組合派遣3人を除きます。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20～ 23歳	24～ 27歳	28～ 31歳	32～ 35歳	36～ 39歳	40～ 43歳	44～ 47歳	48～ 51歳	52～ 55歳	56～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	4	16	21	32	51	39	19	23	37	41	30	4	317

(3) 職員数の推移

区分 部門	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	過去5年間の 増減数(%)
一般行政	213	208	202	205	204	205	▲8(▲3.8%)
教育	37	37	36	34	30	33	▲4(▲10.8%)
消防	55	55	55	55	55	55	
普通会計計	305	300	293	294	289	293	▲12(▲3.9%)
公営企業等会計	23	24	23	22	22	24	1(+4.3%)
総合計	328	324	316	316	311	317	▲11(▲3.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	令和4年度の総費用に 占める職員給与比率
令和5年度	千円 700,116	千円 32,800	千円 67,395	% 9.6	% 9.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	一般市平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 8	千円 36,785	千円 4,677	千円 14,402	千円 55,864	千円 6,983	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項
なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
上山市	41.3歳	383,177円	581,917円
団体平均	45.8歳	337,221円	508,691円

- (注) 1 平均月収額には、期末勤勉手当等を含みます。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上山市	上山市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,800千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,492千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 1.95月分 (1.425)月分 (0.925)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 1.95月分 (1.425)月分 (0.925)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

上山市			上山市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額（令和5年度） —			1人当たり平均支給額（令和5年度） 17,377千円		

(注) 1 退職手当1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

地域手当の制度はありません。

エ 特殊勤務手当

平成17年10月より特殊勤務手当は全廃しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,699千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	212千円
支給実績（令和4年度決算）	2,300千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	288千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員 ・配偶者、父母等 月額6,500円 ・子 月額10,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算	同じ	—	1,535千円	255,900円
住居手当	住宅を借り受け又は所有する住宅に居住し世帯主である職員 ・借家 限度額 月額28,000円	同じ	—	252千円	252,000円
通勤手当	通勤のため交通機関を利用又は交通用具を使用する職員 ・交通機関利用 限度額 月額55,000円 ・交通用具使用 限度額 月額24,500円	同じ	—	142千円	35,500円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・月額41,600円	同じ	—	333千円	332,800円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間中に勤務を命じられた場合 ・勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同じ	—	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合 ・勤務1時間につき1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同じ	—	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた場合 ・1回 4,200円（ただし5時間未満の場合は2,100円）	同じ	—	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の理由により週休日又は休日等に勤務した場合 ・1回 6,000円（平日深夜 3,000円）	同じ	—	0千円	0円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在職する職員 ・世帯主で扶養親族のある職員 年額89,000円 ・その他世帯主である職員 年額51,000円 ・その他の職員 年額36,800円	同じ	—	672千円	84,000円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、災害対策基本法等により国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員 ・滞在日数に応じた定額 限度額 日額6,620円				

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	4年度の総費用に 占める職員給与比率
令和5年度	千円 891,026	千円 108,159	千円 23,438	% 2.6	% 2.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 13,311 千円は含まれていません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	一般市平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 5	千円 19,191	千円 2,281	千円 7,689	千円 29,180	千円 5,836	千円 6,023

- 注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
 2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項
なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
上山市	45.4歳	319,850円	486,333円
団体平均	44.5歳	334,536円	501,579円
事業者	—	—	—

- (注) 1 平均月収額には、期末勤勉手当等を含みます。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上山市		上山市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,537千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,492千円	
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.50月分 (1.425)月分		（令和5年度支給割合） 期末手当 2.50月分 (1.425)月分	
勤勉手当 1.95月分 (0.925)月分		勤勉手当 1.95月分 (0.925)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

上山市			上山市（一般行政職）		
支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～4.5%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～4.5%加算）		
1人当たり平均支給額（令和5年度） —			1人当たり平均支給額（令和5年度） 17,377 千円		

- （注） 1 退職手当1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

地域手当の制度はありません。

エ 特殊勤務手当

平成17年10月より特殊勤務手当は全廃しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	649 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	130 千円
支給実績（令和4年度決算）	1,185 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	237 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員 ・配偶者、父母等 月額6,500円 ・子 月額10,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算	同じ	—	506千円	253,000円
住居手当	住宅を借り受け又は所有する住宅に居住し世帯主である職員 ・借家 限度額 月額28,000円	同じ	—	0千円	0円
通勤手当	通勤のため交通機関を利用又は交通用具を使用する職員 ・交通機関利用 限度額 月額55,000円 ・交通用具使用 限度額 月額24,500円	同じ	—	367千円	73,400円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・月額41,600円	同じ	—	166千円	166,400円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間中に勤務を命じられた場合 ・勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同じ	—	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合 ・勤務1時間につき1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同じ	—	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた場合 ・1回 4,200円（ただし5時間未満の場合は2,100円）	同じ	—	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の理由により週休日又は休日等に勤務した場合 ・1回 6,000円（平日深夜 3,000円）	同じ	—	266千円	53,200円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在職する職員 ・世帯主で扶養親族のある職員 年額89,000円 ・その他世帯主である職員 年額51,000円 ・その他の職員 年額36,800円	同じ	—	242千円	60,500円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、災害対策基本法等により国の行政機関あるいは他の地方公共団体から派遣された職員 ・滞在日数に応じた定額 限度額 日額6,620円				